

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和7年9月世田谷区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項その他の」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。